

カルドア分配モデルにおける租税帰着

松 本 有 一

- I はじめに
- II カルドア分配モデルにおける租税の均衡予算帰着
——アンダーソンの分析の検討——
- III カルドア分配モデルにおける租税の絶対的帰着
- IV むすびにかえて

I はじめに

ポスト・ケインズ派による租税帰着分析は新古典派によるそれと比べれば量的にははるかにおよばない。¹⁾ またポスト・ケインズ派のなかでも異なったタイプのモデルに基づく分析が存在する。大きく分ければ二つある。一つは、不完全雇用下で経済の調整が主に数量調整によってなされるモデルによるもの、もう一つはカルドア (N. Kaldor) のマクロ分配モデルに基づくもので、そこでは完全雇用が仮定され伸縮的な価格変動を通して必要な調整がなされる。²⁾

しかしいずれの場合でも、投資は貯蓄と独立に決定され、貯蓄が投資に等しくなるように——生産水準の変動によるか、価格関係の変動によるかは別にして——調整されるという意味で、投資が貯蓄によって決定されるという新古典派とは決定的に異なる。ポスト・ケインズ派といわれる所以である。

カルドアのマクロ分配モデルを用いての租税帰着分析はアンダーソン (R.

- 1) ポスト・ケインズ派という名称に関しては Eichner [3] の Introduction (総論) を、
ポスト・ケインズ派の租税帰着分析に関しては Asimakopoulos [2] を参照。
- 2) Kalecki [6] がその嚆矢といえよう。
- 3) カルドアの分配モデルとは、周知のごとく Kaldor [5] で「ケインズ派理論」と名づけられたものをいう。
- 4) 拙稿 [7] は前者の系譜にある。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

W. Anderson¹⁾によるものが最初と思われる。彼は、カルドアのモデルに利潤税、所得税、賃金税、消費税をそれぞれ別々に導入した場合、利潤分配率がどのように変化するかを明らかにすることを試みた。アンダーソンの仕事に対して、古田精司氏は「帰着分析に新局面を切り拓いた功績」を認められつつも「その帰着概念は『絶対的帰着』にのみ限定され、差別的帰着にも予算帰着にも触れていない点で自らの限界を画している²⁾」という評価を下されている。しかしこの評価は必ずしも適切とは思われない。というのはアンダーソンは、租税収入はすべて支出されるものと仮定しているからである。「政府は終始均衡予算を目指すと仮定される³⁾」。彼の試みたのは絶対的帰着分析でなく均衡予算帰着分析である。⁴⁾ただしアンダーソンの議論にも混乱があり、次節で詳しくのべるよう、消費税の帰着に関しては絶対的帰着分析が行なわれている。

本稿の目的は次のとおりである。アンダーソンの議論には混乱がみられるので、次節で彼が行なったことを吟味しその意義を明らかにするとともに、首尾一貫しない点に修正を加える。また彼の分析結果が妥当する範囲に関して必要な限定を加え、若干の補足を行なう。アンダーソンの議論は均衡予算帰着概念に基づいていると筆者は考えているが、第Ⅲ節ではカルドア分配モデルで租税の絶対的帰着分析を試みる。本稿ではアンダーソンの分析に混在していた二つの帰着概念に限定して、それらを明確に区別して考察を行なう。もう一つの帰着概念である差別的帰着についてはむすびで簡単にふれることにする。

-
- 1) Anderson [1] は英文であるがイタリアの雑誌に掲載されたためか Asimakopulos [2] では見落されている。筆者はアンダーソンと同様の分析を試みていた過程で、古田 [4] によって彼の論文の存在を知った。また、カルドアの分配モデルでの租税帰着に関しては、カルドア自身によって原論文中で示唆されている。cf. Kaldor [5] p. 96.
 - 2) 古田 [4] 7 ページ。
 - 3) Anderson [1] p. 1166.
 - 4) Musgrave [8] 317~318 ページによると、「公共支出を一定にしておいて、ある租税を課した場合の分配上の効果を検討する」のが「絶対租税帰着」で、「公共支出の対応する変更や他の租税の相殺的な変更のないとき」であり、(均衡)「予算帰着」は「租税と財政支出の変更の結合効果を考慮に入れた場合」である。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

II カルドア分配モデルにおける租税の均衡予算帰着

—アンダーソンの分析の検討—

アンダーソンはカルドアの分配モデルに、(1)利潤税、(2)所得税（利潤と賃金の双方に同率で課税）、(3)賃金税、(4)消費税を順次別個に導入し、それぞれが税込みでの利潤分配率（したがってその裏としての賃金分配率）に与える影響を考察した。一般に、封鎖経済で政府活動を考慮した時の体系の均衡条件は、

$$S + T = I + G$$

である (S : 貯蓄, T : 租税, I : 投資, G : 政府支出)。アンダーソンは「政府は終始均衡予算を目指す」ということで、常に $G = T$ と仮定した。ただし、 G または T の規模そのものは問題にならない。租税収入はすべて支出されるのである。したがって体系の均衡条件としては $S = I$ が採用される。事実、利潤課税、所得課税、賃金課税の効果の分析に関しては、貯蓄と投資の均等関係とともに利潤分配率がもとめられている。

よって(1), (2), (3)の分析は均衡予算帰着分析といってよいだろう。分析の結果は、いずれの税の導入も、あるいは税率の引上げも利潤分配率を増大させるというものであった。だが、(4)消費税の帰着分析はやや異なるように思われる。

消費税の帰着に関するアンダーソンの議論は以下の通りである。

均衡条件として

$$Y = C + I \quad (2-1)$$

とおき、ここから

$$Y = (1 - s_p)(1 - t_c)P + (1 - s_w)(1 - t_c)(Y - P) + I \quad (2-2)$$

を導びく。記号は次の通り。 Y : 国民所得, C : 消費需要, P : 利潤, s_p : 利潤からの平均=限界貯蓄性向, s_w : 賃金からの平均=限界消費性向, t_c : 消費税

カルドア分配モデルにおける租税帰着

率。分配率だけが問題であれば Y, C, P などは名目ターム、実質タームのいずれで考えてもよいが、後の議論との関係で、本稿では実質タームで考える。完全雇用が仮定されているので Y の値は一定である。

アンダーソンは (2-2) から利潤分配率 P/Y をもとめるのだが、(2-1) または (2-2) の設定の仕方に問題はないのであろうか。利潤税、所得税、賃金税に関する議論では「政府は終始均衡予算を目指すと仮定される」ということで、貯蓄と投資の均等関係がモデルの均衡条件として考慮された。ところが、消費税の議論では、均衡条件としては、国民所得 (Y) = 消費需要 (C) + 投資需要 (I) が考えられている。(2-2) からわかるように、ここでの消費需要 C は、利潤および賃金からの意図された消費支出 $(1 - s_p)P + (1 - s_w)(Y - P)$ ではなく、消費課税後の実効消費額 $(1 - t_c) \{(1 - s_p)P + (1 - s_w)(Y - P)\}$ ¹⁾ をあらわしている。もし政府が消費税であれ何であれ徴税分は支出するというのであれば、政府支出 G を需要側に考慮しなければならないだろう。(2-2) の定式通りであれば、政府は消費税を徴収するが、それを支出しないことになる。アンダーソン自身のべた均衡予算の仮定はくずれることになるのである。

均衡予算を仮定するならば、モデルは次のように修正されなければならない。

$$Y = C + I + G \quad (2-3)$$

$$C = (1 - t_c)(1 - s_p)P + (1 - t_c)(1 - s_w)(Y - P) \quad (2-4)$$

$$G = t_c(1 - s_p)P + t_c(1 - s_w)(Y - P) \quad (2-5)$$

投資 I は外生的に与えられると仮定しているので、(2-4), (2-5) を (2-3) に代入して整理して利潤分配率 P/Y をもとめると、

$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{s_p - s_w} \frac{I}{Y} - \frac{s_w}{s_p - s_w}$$

結果は、課税のないもとのカルドア分配モデルのそれと全く同一となる。均衡

1) 例えば1,000円の消費支出に対して、 $t_c = 0.1$ であれば900円分の消費財が販売され100円が国庫に収められるのである。Cは900円である。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

予算を仮定すれば、消費課税は利潤と賃金の分配関係になんの影響も与えない¹⁾のである。同じ結論は、貯蓄=投資を体系の均衡条件としても当然得られる。このような結論が得られる理由として次のように考えることができる。

アンダーソンの、そしてわれわれの議論では、消費支出あるいは貯蓄は可処分所得の一定割合であることが一貫して仮定されている。利潤税、賃金税、所得税といった直接税が課せられる時、課税前の所得額が同一であっても、税率によって可処分所得が異なり消費支出や貯蓄の大きさは異なる。したがって課税によってもし所得分配が変化しなければ貯蓄は減少することになる。このとき、仮定されているように投資の大きさが所与であれば、貯蓄と投資の均等はくずれる。貯蓄<投資で超過需要の状態となり、財の価格が貨幣賃金率に比して上昇し、そのことが貯蓄と投資の均等を回復させるよう、貯蓄率の高い利潤に有利な所得分配をもたらすことになるのである。²⁾

しかし消費税の場合は事情が異なる。消費課税あるいは消費税率の変更によって貯蓄額は変化しない。なぜなら、間接税である消費税は可処分所得を変化させず、その一定割合である貯蓄の大きさを変化させないからである。

また $Y = C + I + G$ の定式化にそっていえば、消費課税によって同一消費支出からの実効消費需要 C は減少するが、減少分はまさに消費税額であって、それは同額の政府支出によってちょうどカバーされるのである。消費税によって総需要は変化せず、価格ならびに分配関係は変化しないのである。

政府の均衡予算を前提にして利潤税、所得税、賃金税をカルドア分配モデルに適用すれば、アンダーソンが明らかにしたように、いずれも利潤の分け前を引上げる。課税によって総貯蓄を変化させないよう貯蓄率の高い所得の分配率が高まるからである。だが、課税後のしかも税引後利潤の分け前は、各税導入前の利潤の分け前と比べてどうなるであろうか。あるいは税率引上げの前と後

1) すぐあとでのべるように消費税は可処分所得に影響しないので、貯蓄と投資の均等式はカルドアの原モデルのそれと同一で $s_p P + s_w (Y - P) = I$ となり、 $P/Y = 1/(s_p - s_w)$ かつ $(I/Y) = s_w/(s_p - s_w)$ が得られる。

2) カルドア同様、 $s_p > s_w$ が仮定される。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

で、税引利潤の大きさはどうなるであろうか。

利潤課税の場合には、アンダーソンによって課税額以上に利潤が増えることが示されている。¹⁾ 利潤税額を T_p とすると、

$$\frac{dP}{dT_p} = \frac{s_p}{s_p - s_w} > 1$$

課税あるいは税率引上げによってかえって税引利潤は増加するのである。

賃金課税の場合は利潤に課税されないので改めてのべるまでもないが、利潤と賃金に同率で課税する所得税の場合に関してはアンダーソンはふれていないので、ここで補足しておくことにする。所得税率が t_y ($0 < t_y < 1$) の時、利潤分配率は次のようになる。²⁾

$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_y)} \cdot \frac{I}{Y} - \frac{s_w}{s_p - s_w}$$

ここで所得税率が t'_y ($t'_y > t_y$) の時の利潤を P' として、 t'_y と t_y との税引利潤の大きさを比較する。

$$\frac{(1 - t'_y) P'}{Y} - \frac{(1 - t_y) P}{Y} = \frac{s_w(t'_y - t_y)}{s_p - s_w} > 0$$

ゆえに所得課税によって、あるいは税率の引上げによって利潤は税込だけではなく税引でも増大するのである。

ところで、各税について税率は 0 と 1 の間で考えられているが、税率変化の分配率に対する影響を考察するとき、その範囲であればすべて妥当するであろうか。カルドアのモデルでは体系の安定条件と分配率のとりうる妥当な範囲(0 と 1 の間)より $s_w < I/Y < s_p$ が仮定される。同様の限定は課税後の分配関係に対しても必要であろう。それは税率の動きうる範囲ともかかわってきて、カルドアの条件とはやや異なると予想される。³⁾

1) Anderson [1] p. 1166.

2) Anderson [1] p. 1169.

3) カルドアの議論が妥当するための他の諸条件が満されることは本稿でも仮定されている。cf. Kaldor [5] pp. 97~98.

カルドア分配モデルにおける租税帰着

もとのカルドア分配モデルでは $s_w < I/Y < s_p$ が仮定されるが、それに加えて各々の税の税率に関して次のような限定が必要となる。¹⁾

(1) 利潤税を課したとき利潤分配率は次のようになる（税率を t_p とする）²⁾。

$$\frac{P}{Y} = \frac{I}{Y} \cdot \frac{1}{s_p(1-t_p) - s_w} - \frac{s_w}{s_p(1-t_p) - s_w}$$

$0 < P/Y < 1$ より

$$s_w < \frac{I}{Y} < s_p(1-t_p)$$

したがって利潤税率 t_p のとりうる範囲は

$$0 \leqq t_p < 1 - \frac{I}{s_p Y}$$

(2) 所得税の場合。課税後の利潤分配率は次のようになる。³⁾

$$\frac{P}{Y} = \frac{I}{Y} \cdot \frac{1}{(s_p - s_w)(1-t_y)} - \frac{s_w}{s_p - s_w}$$

$0 < P/Y < 1$ より

$$s_w(1-t_y) < \frac{I}{Y} < s_p(1-t_y)$$

したがって所得税率 t_y のとりうる範囲は

$$0 \leqq t_y < 1 - \frac{I}{s_p Y}$$

(3) 賃金税の場合。課税後の利潤分配率は次のようになる（税率を t_w とする）⁴⁾。

$$\frac{P}{Y} = \frac{I}{Y} \cdot \frac{1}{s_p - s_m(1-t_w)} - \frac{s_w(1-t_w)}{s_p - s_w(1-t_w)}$$

$0 < P/Y < 1$ より

1) 結果の経済的意味だけでなく、分配率の変化を調べるときの微分可能性にも関連する。

2) Anderson [1] p. 1166.

3) Anderson [1] p. 1169.

4) Anderson [1] p. 1170.

カルドア分配モデルにおける租税帰着

$$s_w(1 - t_w) < \frac{I}{Y} < s_p$$

$s_w < I/Y < s_p$ が成りたてばこの関係は成りたち、賃金税率 t_w の範囲にさらに制限は加わらない。

(4) 消費税の場合（本稿で修正された均衡予算の場合）、分配率を規定する関係は原モデルと同一であるので、さらに制約は付け加わらない。

III カルドア分配モデルにおける租税の絶対的帰着

アンダーソンの議論では均衡予算帰着分析を目指しながら一部に混乱がみられ、絶対的帰着分析が混入していた。本節では、アンダーソン同様に4つの税を各々カルドア分配モデルに導入し、その絶対的帰着を調べる。絶対的帰着とは、政府支出を変えないで特定の税を課した時の分配上の効果ということであるので、本節では政府支出のないカルドアの原モデルでの分配関係との比較ということで、政府は課税をするが支出を行なわないという前提で議論をすすめることにする。したがって体系の均衡条件は次の（3-1）で与えられる。

$$S + T = I \quad (3-1)$$

また $0 \leq s_w < I/Y < s_p \leq 1$ はあらかじめ仮定される。

(1) 利潤に対して税率 t_p で課税される場合 ($0 < t_p < 1$)。

$$S = s_p(1 - t_p)P + s_w(Y - P) \quad (3-2)$$

$$T = t_p P \quad (3-3)$$

(3-2), (3-3) を (3-1) に代入して

$$s_p(1 - t_p)P + s_w(Y - P) + t_p P = I$$

これから利潤分配率 P/Y をもとめる

カルドア分配モデルにおける租税帰着

$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{s_p + (1 - s_p)t_p - s_w} \left(\frac{I}{Y} - s_w \right) \quad (3-4)$$

$0 < P/Y < 1$ より

$$s_w < \frac{I}{Y} < s_p(1 - t_p) + t_p$$

したがって t_p のとりうる範囲は

$$t_p > \frac{1}{1 - s_p} \left(\frac{I}{Y} - s_p \right)$$

不等式の右辺は負であるので、 $0 < t_p < 1$ で考えて問題なく、(3-4) を t_p で微分すると、

$$\frac{d(P/Y)}{dt_p} = \frac{s_p - 1}{\{s_p(1 - t_p) + t_p - s_w\}^2} \left(\frac{I}{Y} - s_w \right) < 0$$

したがって利潤課税は利潤分配率を引下げ、税率が高いほど利潤の分け前は減少するのである。分配率の変化はセン (A. K. Sen)¹⁾ の図を用いてあらわすことができる（次ページ第1図）。

(2) 所得税。利潤と賃金に対して税率 t_y で課税される場合 ($0 < t_y < 1$)。

$$S = s_p(1 - t_y)P + s_w(1 - t_y)(Y - P) \quad (3-5)$$

$$T = t_y P + t_y(Y - P) = t_y Y \quad (3-6)$$

(3-5), (3-6) を (3-1) に代入すると

$$s_p(1 - t_y)P + s_w(1 - t_y)(Y - P) + t_y Y = I$$

これより利潤分配率は

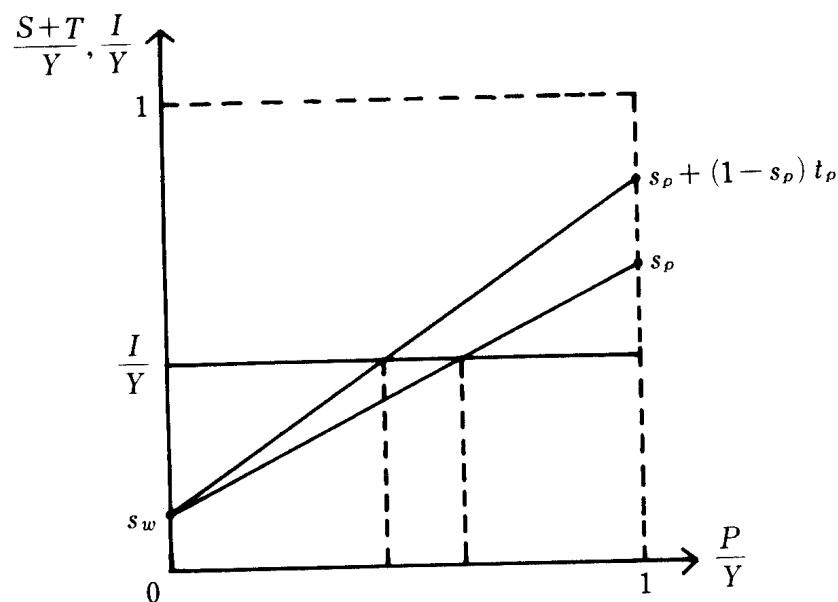
$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_y)} \left[\frac{I}{Y} - \{s_w + s_w(1 - t_y)\} \right] \quad (3-7)$$

$0 < P/Y < 1$ より

1) Sen [9]

カルドア分配モデルにおける租税帰着

第1図



s_w と s_p を結ぶ線分が課税前の P/Y と $(S+T)/Y$ の関係を示す。 s_w と $s_p + (1 - s_p)t_p$ を結ぶ線分が課税後の P/Y と $(S+T)/Y$ の関係を示す。 I/Y をあらわす水平線との交点でそれぞれの利潤分配率が決まる。

$$s_w(1 - t_y) + t_y < \frac{I}{Y} < s_p(1 - t_y) + t_y$$

t_y はこの不等式を満足させる範囲ということで、

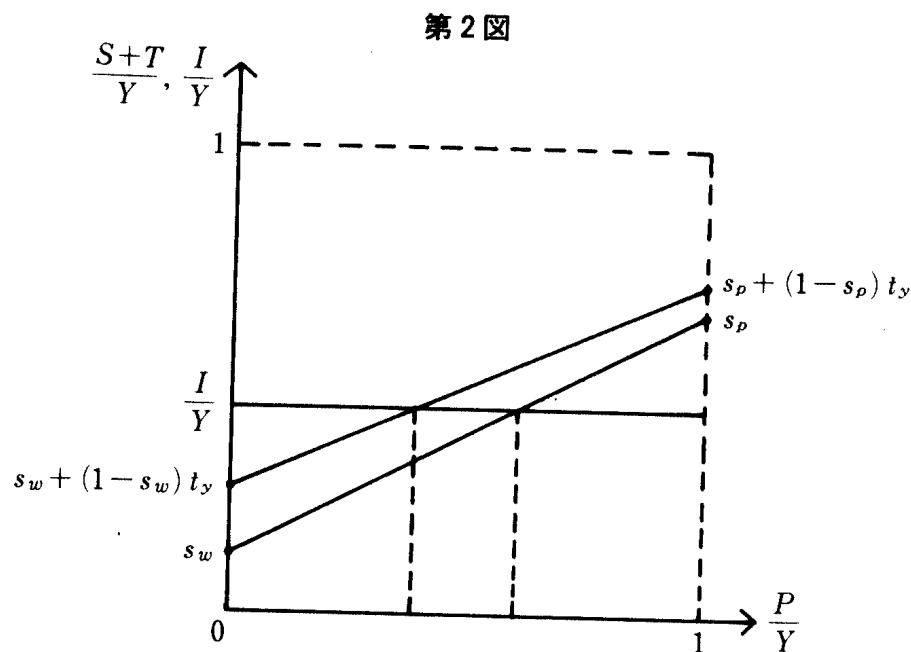
$$t_y < \frac{1}{1 - s_w} \left(\frac{I}{Y} - s_w \right)$$

この制約のもとで (3-7) を t_y で微分すると、

$$\frac{d(P/Y)}{dt_y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_y)^2} \left(\frac{I}{Y} - 1 \right) < 0$$

したがって所得課税は利潤分配率を引下げ、税率が高いほど利潤の分け前は減少するのである。第2図参照。

カルドア分配モデルにおける租税帰着



(3) 賃金 ($Y - P$) に税率 t_w で課税される場合 ($0 < t_w < 1$).

$$S = s_p P + s_w (1 - t_w) (Y - P) \quad (3-8)$$

$$T = t_w (Y - P) \quad (3-9)$$

(3-8), (3-9) を (3-1) に代入すると,

$$s_p P + s_w (1 - t_w) (Y - P) + t_w (Y - P) = I$$

これより利潤分配率は次のようになる.

$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{s_p - \{s_w + (1 - s_w) t_w\}} \left(\frac{I}{Y} - \{s_w + (1 - s_w) t_w\} \right) \quad (3-10)$$

ただし $s_p - \{s_w + (1 - s_w) t_w\} \neq 0$. $0 < P/Y < 1$ より,

$$s_w + (1 - s_w) t_w < \frac{I}{Y} < s_p$$

t_w はこの不等式を満足させる範囲ということで,

カルドア分配モデルにおける租税帰着

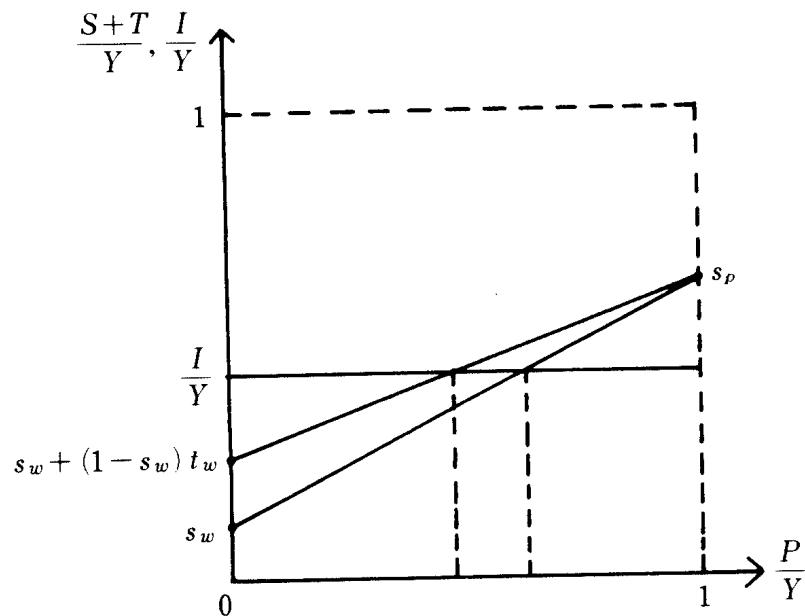
$$t_w < \frac{1}{1-s_w} \left(\frac{I}{Y} - s_w \right)$$

この制約のもとで (3-10) を t_w で微分すると,

$$\frac{d(P/Y)}{dt_w} = \frac{1-s_w}{\{s_p - s_w - (1-s_w)t_w\}^2} \left(\frac{I}{Y} - s_p \right) < 0$$

したがって賃金課税は利潤分配率を引下げ、税率が高いほど利潤の分け前は減少し、賃金の分け前は増大する。第3図参照。

第3図



(4) 消費支出に対して税率 t_c で課税される場合 ($0 < t_c < 1$)¹⁾.

$$S = s_p P + s_w(Y - P) \quad (3-11)$$

$$T = t_c(1 - s_p)P + t_c(1 - s_w)(Y - P) \quad (3-12)$$

(3-11), (3-12) を (3-1) に代入すると,

$$s_p P + s_w(Y - P) + t_c(1 - s_p)P + t_c(1 - s_w)(Y - P) = I$$

1) アンダーソンが行なった消費税の帰着分析はこれであり、結果は同一である。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

これより利潤分配率 P/Y をもとめると

$$\frac{P}{Y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_c)} \left[\frac{I}{Y} - \{s_w + (1 - s_w)t_c\} \right] \quad (3-13)$$

$0 < P/Y < 1$ より

$$s_w(1 - t_c) + t_c < \frac{I}{Y} < s_p(1 - t_c) + t_c$$

t_c はこの不等式を満足させる範囲ということで

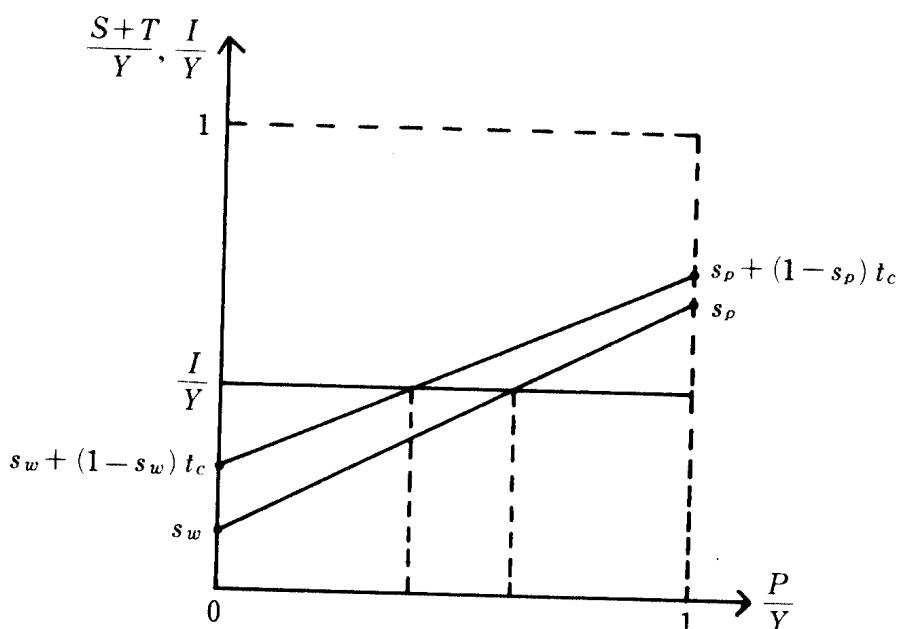
$$t_c < \frac{1}{1 - s_w} \left(\frac{I}{Y} - s_w \right)$$

この制約のもとで (3-13) を t_c で微分すると、

$$\frac{d(P/Y)}{dt_c} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_c)^2} \left(\frac{I}{Y} - 1 \right) < 0$$

したがって消費課税は利潤分配率を引下げ、税率が高いほど利潤シェアは減少する。第4図参照。

第4図



ところで、均衡予算帰着分析では消費課税は利潤と賃金の分配関係を変化さ

カルドア分配モデルにおける租税帰着

せなかった。それゆえ賃金からの消費は実質的には消費課税によって減少する。絶対的帰着分析では消費課税は賃金の分け前を増加させるが、消費税を差引いた賃金からの消費は増加するであろうか、それとも減少するであろうか。

消費税導入前の賃金分配率を W/Y 、利潤分配率を P/Y 、消費税導入後の賃金分配率を W'/Y 、利潤分配率を P'/Y とすると、

$$\frac{W}{Y} = 1 - \frac{P}{Y} = \frac{1}{s_p - s_w} \left(s_p - \frac{I}{Y} \right)$$

$$\frac{W'}{Y} = 1 - \frac{P'}{Y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_c)} \left\{ s_p(1 - t_c) + t_c - \frac{I}{Y} \right\}$$

賃金からの実質的な消費を消費税の導入後と導入前とで比べる。

$$(1 - t_c)(1 - s_w) W' - (1 - s_w) W$$

$$= \frac{(1 - s_w)(1 - s_p)t_c}{s_p - s_w} \cdot Y > 0$$

消費課税によって賃金からの実質的な消費はかえって大きくなる。

利潤税、所得税、賃金税の導入によって賃金分配率は上昇するが、税引賃金はどうであろうか。利潤税の場合賃金に課税されないのでいうまでもないが、所得税、賃金税の場合についてみておくことにしよう。各税導入前の賃金分配率を W/Y 、利潤分配率を P/Y 、導入後の（税込）賃金分配率を W'/Y 、（税込）利潤分配率を P'/Y とする。

$$\frac{W}{Y} = 1 - \frac{P}{Y} = \frac{1}{s_p - s_w} \left(s_p - \frac{I}{Y} \right)$$

所得税の場合

$$\frac{W'}{Y} = 1 - \frac{P'}{Y} = \frac{1}{(s_p - s_w)(1 - t_y)} \left\{ s_p + (1 - s_p)t_y - \frac{I}{Y} \right\}$$

ゆえに

$$\frac{(1 - t_y) W'}{Y} - \frac{W}{Y} = \frac{(1 - s_p)t_y}{s_p - s_w} > 0$$

カルドア分配モデルにおける租税帰着

所得税によって税込賃金だけでなく税引賃金も増大する。

賃金税の場合

$$\frac{W'}{Y} = 1 - \frac{P'}{Y} = \frac{1}{s_p - \{s_w + (1 - s_w)t_w\}} \left(s_p - \frac{I}{Y} \right)$$

したがって

$$\frac{(1 - t_w) W'}{Y} - \frac{W}{Y} = \frac{(1 - s_p) t_w}{[s_p - \{s_w + (1 - s_w)t_w\}] (s_p - s_w)} \left(s_p - \frac{I}{Y} \right) > 0$$

よって賃金課税の場合も税込賃金だけでなく税引賃金も増大するのである。¹⁾

以上のように、利潤税、所得税、賃金税のいずれの税も、その絶対的帰着は利潤分配率の低下、賃金分配率の上昇ということであった。なぜこのような結果になるのか。絶対的帰着分析では課税はするが徴収した税は支出されないとことであった。それゆえ税は当該経済にとって実質的には貯蓄と同じ作用をもつ。課税はその経済の貯蓄率を高めるのと同じ作用をするのである。だが経済の投資率 I/Y は仮定によって一定とされているので、均衡においては租税も考慮した実効貯蓄率 $(S+T)/Y$ は I/Y と等しくならなければならない。

この均等をもたらすのが所得分配の変化である。課税前の所得分配であれば超過供給が生じるが、これが財の価格を引下げ利潤分配率の低下、賃金分配率の上昇をひきおこすことになるのである。貯蓄率の高い所得が減少し、貯蓄率の低い所得が増加して、税額分だけ全体の貯蓄が減少することによって、 $(S+T)/Y = I/Y$ すなわち $S+T=I$ が達成されるのである。

IV むすびにかえて

帰着分析のうち「なかんずく差別帰着概念が租税政策分析にとって最も有用である」といわれている。租税政策の効果のみに考察を限定するときにはそう

-
- 1) 税引賃金が増大すれば当然賃金からの消費も増える。
 - 2) Musgrave [8] 319ページ。差別的帰着分析とは「税収と財政支出を一定にしておいて、ある税を他の税と取り替えた結果生じる分配面の変化を検討する」(同318ページ) ことである。

カルドア分配モデルにおける租税帰着

かもしれない。だが例えば、財政当局が支出規模を増大させるために、その財源を増税にもとめるとした時、分配に対する全体的な効果は均衡予算帰着分析によって確かめることができるだろう。したがって、どのような帰着概念に基づくかは、想定される租税・財政政策によって異なってくるのではないだろうか。しかし差別的帰着についても簡単にみておくことにしよう。

カルドア分配モデルで、当初利潤税と賃金税が課され一定の租税収入とそれと同額の財政支出がある状態を想定しよう。そこに例えば消費税が導入される。この時全体の税収を一定に保つため、他の税率が調整される。利潤税率、賃金税率のいずれか、あるいは両方が引下げられることになろう。差別的帰着分析では政府予算に関しては収支均等であるので、第Ⅱ節の議論から消費税は直接分配関係には影響しないといってよいだろう。分配関係に直接影響しうるのは、利潤税率または賃金税率の引下げである。税率の引下げがあってもそのかぎりで均衡予算が達成されると仮定されるかぎり、第Ⅱ節の議論がやはりあてはまる。利潤率の引下げもしくは賃金税率の引下げは、あるいは両者の同時の引下げはいずれも利潤分配率を低下させ、賃金分配率を上昇させる結果をもたらすだろう。

本稿では、税のない状態に特定の一つの税だけを課した場合を考察した。最初から複数の税が課せられている状態から出発して別の税を導入した時の分配への影響を考察する場合には一つの問題が生じうる。それは新税の導入が分配関係を変え、それによって他の税による税収が、税率が不变であっても、変化しうることである。もしそうであるならば、例えば均衡予算を仮定しても、対象となる税の税収分と財政支出の增加分とが等しくならないことになる。このような副次的な効果を排除して租税帰着を考察することは可能であろうか。それは残された課題である。

(1984年7月22日稿)

カルドア分配モデルにおける租税帰着

参考文献

- [1] Anderson, R. W., "A Note on Tax Incidence in a Macroeconomic Distribution Model," *Rivista Internazionale di Scienze Economiche e Commerciali*, Anno XVI, N. 12, Dicembre 1969.
- [2] Asimakopoulos, A., "Tax Incidence," in [3].
- [3] Eichner, A. S. (ed.), *A Guide to Post-Keynesian Economics*, Macmillan 1979. 緒方俊雄ほか訳『ポスト・ケインズ派経済学入門』日本経済評論社, 1980年.
- [4] 古田精司「ポスト・ケインズ派の租税帰着論と法人税制」『三田学会雑誌』第75巻第6号, 1982年12月.
- [5] Kaldor, N., "Alternative Theories of Distribution," *Review of Economic Studies*, Vol. XXIII (2), No. 61, 1955—56.
- [6] Kalecki, M., "A Theory of Commodity, Income and Capital Taxation" (1937), in *Selected Essays on the Dynamics of the Capitalist Economy 1933—1970*, Cambridge University Press, 1971.
- [7] 松本有一「直接税—間接税率変更の経済効果——短期分析——」『経済学論究』第37巻第4号, 1984年3月.
- [8] Musgrave, R. A. and P. B. (大阪大学財政研究会訳)『マスグレイブ財政学』Ⅱ, 有斐閣, 1983年.
- [9] Sen, A. K., "Neo-Classical and Neo-Keynesian Theories of Distribution," *Economic Record*, Vol. 39, No. 85, March 1963.